

平成20年第2回

相楽郡広域事務組合議会定例会会議録

(平成20年11月21日)

平成20年第2回相楽郡広域事務組合議会定例会会議録

○招集年月日 平成20年11月21日（金）

○告示年月日 平成20年11月14日（金）

○招集の場所 相楽会館 会議室

○開 会 平成20年11月21日（金） 午前10時00分

○閉 会 平成20年11月21日（金） 午前11時30分

○出席議員（14名）

1番	炭 本 範 子	2番	酒 井 弘 一
3番	阪 本 明 治	4番	山 本 喜 章
5番	上 好 忠 次	6番	山 口 勝 己
7番	坪 井 久 行	8番	今 方 晴 美
9番	青 山 まり子	10番	木 村 浩 三
11番	石 田 春 子	12番	岩 崎 宗 雄
13番	北 猛	14番	奥 野 卓 士

○会議録署名議員

9番	青 山 まり子	10番	木 村 浩 三
----	---------	-----	---------

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の氏名

代表理事（精華町長）	木 村 要	理事（木津川市長）	河 井 規 子
理事（和束町長）	堀 忠 雄	理事（南山城村長）	手 仲 圓 容
笠置町副町長	山 口 哲 志		
会計管理者（精華町会計管理者）	北 岡 浩 將		

○事務局職員出席者

事務局長	林 幸 造	主幹	福 田 全 克
主査	國 子 慶 順		

○議 事 日 程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議席の指定
- 第 4 相楽郡広域事務組合議会運営委員会委員の選任の件
- 第 5 報告第 1 号 平成 1 9 年度相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別
会計繰越明許費繰越計算書の件
- 第 6 認定第 1 号 平成 1 9 年度相楽郡広域事務組合一般会計歳入歳出決
算認定の件
認定第 2 号 平成 1 9 年度相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別
会計歳入歳出決算認定の件
- 第 7 議案第 6 号 相楽郡広域事務組合議会の議員の報酬及び費用弁償に
関する条例の一部を改正する条例の件
- 第 8 議案第 7 号 相楽郡広域事務組合議会の議員その他非常勤の職員の
公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の
件

平成20年第2回相楽郡広域事務組合議会定例会

平成20年11月21日（金）

相楽会館 会議室

（午前10時00分 開会）

○議長 皆さん、おはようございます。

これより、平成20年第2回相楽郡広域事務組合議会定例会を開会いたします。

なお、広報掲載のため議場内の写真撮影の申し出がありますので、これを許可いたします。

平成20年第2回相楽郡広域事務組合議会定例会の開会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

11月の半ばが過ぎ、朝夕の冷え込みが一段と厳しくなり、暑かった夏も忘れ、こたつが欲しくなる季節になりました。

議員の皆様方におかれましては、12月議会を控え、公私極めてご多用のところ、ご出席を賜わりまして、厚く御礼を申し上げます。

また、この1年議会運営にご理解、ご協力をいただき、高席ではございますが、重ねてお礼申し上げます。

さて、米国のサブプライムローンに端を発した金融危機はヨーロッパに飛び火し、今や日本を初めアジア諸国や発展途上国にも、その影響を及ぼしてきております。このため世界各国はその防止に多額の税を投入しております。日本政府においては、定額給付金など経済対策を発表し、日本銀行も政策金利を0.2%引き下げ、追加の第2次経済対策の策定をしていると聞いております。しかし、最近発表されている企業の業績見通しを聞いてみますと、軒並み下方修正され、大きく減益となってまして、これは税収への影響が心配されるところでございます。

一方、地方分権がどんどん進行しておりまして、本組合の構成市町村におかれまして、物心両面において大変厳しい状況にあると思います。こうした中で、議会の果たす役割も二元代表制のもとで、最高意思決定機関としてますますの重要性が高まってきております。

本組合議会におきましても、こうした点を十分踏まえ、ご理解、ご協力を賜わりますようお願い申し上げます。

さて、本日提案されております議案は、平成19年度一般会計及び特別会計決算認定のほか2件ございます。いずれも重要案件でございます。慎重なご審議の上、適切妥当な結論を得られますようお願い申し上げ、開会のあいさつといたします。

会議に先立ちまして、去る5月26日、第1回臨時議会以降、新たに当組合議会議員

にご就任されました方々をご紹介します。

お名前を申し上げますので、その場でご起立の上、簡単にごあいさつをお願いいたします。

笠置町議会議員の石田春子さんです。

○11番石田議員 石田です。頑張っていきますので、よろしくお願いします。

○議長 ありがとうございます。

同じく笠置町議会議員の上好忠次さんです。

○5番上好議員 上好です。よろしくお願いします。

○議長 ありがとうございます。

本日の出席議員は全員でございます。

ただいまから、本日の会議を開きます。

木村代表理事からあいさつを受けたいと思います。

○木村代表理事 議員の皆さん、おはようございます。

第2回の広域事務組合の定例会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、平成20年第2回相楽郡広域事務組合議会定例会を招集させていただきましたところ、議員の皆様方におかれましては、大変ご多用の中、ご出席を賜わり、まことにありがとうございます。

また、平素は当組合の運営に何かとご理解とご協力を賜わっておりますことに対しまして、厚くお礼を申し上げます。

さて、10月19日に行われました笠置町議会議員の任期満了に伴います、一般選挙によりまして、今も議長の方からご紹介がありましたように、見事ご当選されました石田議長様、上好議員様、おめでとうございます。当組合議会の議員として、選出をされまして、本日ご出席をいただいております。これからもご指導いただきますように、よろしくお願いします。

さて、あいさつをさせていただく前に、きのう突然、子供安全、あるいは安心情報で木津川市の公園、州見台公園で「殺したるか」という暴言を吐きながら、道を歩いていたということもありましたし、また、地元の教育委員会にも学校教師を含め、学校、あるいは通学途上でだれかれなしに、「殺してやる」と、「死刑を覚悟しているやろう」というような内容のはがきが入ったり、全く変な状況でありますけれども、私たち行政の責任としても、万全を期しますけれども、議員の皆様方にもこういったいろんな大変な事情の中でご協力をいただきますように、また、地域社会で安全に暮らせることができますように、ご協力いただきますようお願いを申し上げたいと、このように思っております。

さて、構成市町村の財政は交付税の抑制や社会福祉費の増加等により、厳しい状況が

続いております。そうした中、財源の約70%を構成市町村の分担金に依存しておりますが、当組合といたしましては、事務の効率化を図りながら、効果的な組合運営を目指し、経常経費の徹底した節減により歳出を抑える一方、し尿処理事業を中心に地域住民の期待に的確にこたえられますよう、各種事業に取り組んでいるところでございます。

ここで5月26日に開催しました臨時議会以降の当組合の主な内容について、ご報告申し上げます。

まず、大谷処理場運転維持管理業務につきましては、平成17年度より「下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法」、いわゆる「合特法」の趣旨を踏まえた措置として、し尿・浄化槽汚泥収集運搬業者8社で構成されます「京都南部環境事業協同組合」に委託して、業務を遂行しているところでございます。昨年度から職員を1名常駐させまして、適正に業務が遂行されているかについての監視を強化するとともに、定期的に監督・指導しております。

これらのことによりまして、自立的な運転が可能となっており、適正な処理業務が行われております。

次に、し尿くみ取り料金の改正についてでございます。本年10月1日から10リットル当たり110円に料金改正を行いました。広域事務組合事務局、各市町村に対して、住民の皆様からの苦情もなく、スムーズに移行ができている、このように伺っております。

次に、相楽地区環境施設整備検討会についてでございます。

相楽郡内における環境施設整備に関する確認書は、平成8年2月26日に当時の7カ町村長により確認をされ、その後約11年が経過しており、相楽地区における環境施設整備に当たり、今日的な内容に見直しを図るため、構成市町村の衛生担当課長及び西部塵埃処理組合、東部じんかい処理組合事務局長を委員とし、オブザーバーに、京都府山城広域振興局木津総務室長にも出席いただき、6回の検討会が開催され、去る4月28日の理事会において答申がされ、その答申を踏まえまして、既に新聞報道等でご承知いただいておりますように、7月28日に5市町村長で「相楽地区における環境施設設置に関する確認書」を交わしたところでございます。

その内容につきましては、平成8年2月に締結しました「相楽郡内における環境施設整備に関する確認書」の市町村の役割分担について、改めて従来からの各市町村の責任と役割を確認するものでございます。

具体的には4点ございます。1点目は、火葬場、最終処分場の設置については、構成市町村の条件が満たされるまでの間、見合わせるが、引き続き、検討課題と位置づけるということであります。

2点目は、し尿処理場については、平成18年度に「し尿処理事業の今後のあり方検

討会」において取りまとめた「大谷処理場今後のあり方について」の報告書のとおり、処理量の半減する時期を目途に規模を縮小する方向で検討していくとするものでございます。

3点目は、ごみ焼却場及びリサイクル施設についてでございます。今後あらゆる面から検討し、「相楽圏域で1施設」という平成11年策定の京都府ごみ処理広域化計画を基本として、早期の具体化に向け、あらゆる面から協議を進めることとするということでございます。

4点目は、これらの事業の推進のための財源については、あらゆる手法を検討し、負担の軽減に努めることという内容になっております。

ただし、打越台環境センターは、既に施設建設後28年が経過し、老朽化が激しく、いつ何時停止になるかということもあり、喫緊の課題として、西部塵埃処理組合において、その解決を優先することで、理事会においても確認をいただいておりますことを申し添えます。

最後に、相楽地区ふるさと市町村圏振興事業についてでございます。この事業は、7億円の基金の運用益をもってソフト的な事業を推進しておりますが、その中でも、中核的な事業といたしまして、地域の担い手づくりを目指した「相楽ふるさと塾」を実施しております。第15期となります平成20年度におきましても、相楽圏域から24人が受講され、先月から全9回の講座を開講し、現在3回の講座が終わり、来年の2月まで研修いただくことになっております。また、今年度から市町村職員を対象にした研修会も3回開催したところでございます。

さて、今定例議会にご提案申し上げます議案は、平成19年度一般会計歳入歳出決算認定及び特別会計歳入歳出決算認定など5件でございます。

以上、ご報告を申し上げまして、開会に当たりましてのごあいさつとさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長 ありがとうございます。

本日は、笠置町長所用のため、欠席されております。代理として山口副町長が出席されておりますのでご報告いたします。

議事日程のご報告を申し上げます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第112条の規定により、議長において指名いたします。

9番青山まり子議員、10番木村浩三議員を指名します。

日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、去る11月12日開催の議会運営委員会におきま

して、本日１日間とすることに決定されておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日１日間に決定いたしました。

議席の指定を行います。

日程第３、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第４条１項の規定により議長において指定することになっておりますので、よって、議長において議席を指定いたします。

上好忠次議員の議席を５番に、石田春子議員の議席を１１番に、それぞれ指定いたします。

議席番号の入った名札と差しかえます。しばらくお待ちください。

日程第４、相楽郡広域事務組合議会運営委員会委員の選任の件を議題といたします。

笠置町議会の山本敏一議員の任期満了に伴い、現在委員が１名欠員となっております。

したがって、去る１１月１２日の議会運営委員会において、笠置町議会選出の委員につきましては、石田春子議員を議会運営委員に推薦することになりました。

お諮りいたします。

石田春子議員を議会運営委員に選任することにしてよろしいか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 異議なしと認めます。

よって、石田春子議員を、議会運営委員に選任することに決定いたしました。

日程第５、報告第１号、平成１９年度相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計繰越明許費繰越計算書についての報告を求めます。

木村代表理事。

○木村代表理事 それでは、報告第１号 平成１９年度相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計繰越明許費繰越計算書につきましては、平成１９年度相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計補正予算（第１号）で繰越明許費の設定を行いました。１款振興費、第２次相楽地区ふるさと市町村圏計画策定業務に係る繰越明許費繰越計算書を調製いたしましたので、地方自治法施行令第１４６条第２項の規定により、報告するものでございます。

よろしくお願いいたします。

○議長 以上で報告第１号 平成１９年度相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計繰越明許費繰越計算書についてを終わります。

日程第６、認定第１号 平成１９年度相楽郡広域事務組合一般会計歳入歳出決算認定の件、及び認定第２号 平成１９年度相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計歳入

歳出決算認定の件を、一括して議題といたします。

議案の朗読を省略して、直ちに代表理事より提案理由の説明を求めます。

○木村代表理事 それでは、認定第1号 平成19年度相楽郡広域事務組合一般会計歳入歳出決算認定の件、及び認定第2号 平成19年度相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計歳入歳出決算認定の件を一括して提案させていただきます。

認定第1号 平成19年度相楽郡広域事務組合一般会計歳入歳出決算認定について、平成19年度相楽郡広域事務組合一般会計歳入歳出決算認定について、地方自治法第233条第3項の規定により、別添のとおり監査委員の意見書を添付して、議会の認定を求めるものでございます。

平成20年11月21日提出

相楽郡広域事務組合
代表理事 木村 要

提案理由でございます。

平成19年度一般会計決算の結果は、歳入総額は、6億5,736万2,181円となり、その中で主な財源といたしましては、構成市町村の分担金及び負担金で4億8,754万6,000円であり、総額の74.1%を占めております。また、使用料及び手数料で1億5,617万6,815円で、23.1%を占めております。

一方、歳出総額は、6億4,425万5,946円となり、中でも衛生費で3億5,420万7,908円、55.0%、公債費で2億5,700万7,752円、39.9%を占め、衛生費と公債費とを合わせて歳出総額の94.9%を占めており、歳出予算額に対する執行率は97.2%になります。

したがって、歳入歳出差引額は1,310万6,235円となり、同額が実質収支額となっております。

続いて、認定第2号 平成19年度相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計歳入歳出決算認定についての提案説明を申し上げます。

認定第2号 平成19年度相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計歳入歳出決算認定について、平成19年度相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計歳入歳出決算について、地方自治法第233条第3号の規定により、議会の認定を求めるものでございます。

平成20年11月21日提出

相楽郡広域事務組合
代表理事 木村 要

特別会計決算結果は、歳入総額で1,056万3,591円となり、その中で、主な財源として財産収入の878万1,383円で83.1%、繰越金170万1,260円で1

6.1%を占めております。また、一方、歳出の総額は、808万2,206円となり、歳出予算額に対する執行率は76.6%になります。

したがって、歳入歳出差引額は248万1,385円となり、第2次相楽地区ふるさと市町村圏計画策定業務分として、208万円を繰越明許費繰越額として、翌年度に繰り越しましたので、実質収支額は40万1,385円となるものでございます。

以上、平成19年度一般会計及び特別会計決算の概要を申し上げまして、提案説明とさせていただきます。

なお、詳細につきましては、事務局から説明いたしますので、ご審議の上、原案のとおり認定いただきますよう、お願い申し上げます。

終わります。

○議長 提案理由の説明がありましたが、補足説明を求めます。

事務局。

○事務局 事務局の福田でございます。よろしくお願いいたします。

まず、認定第1号 平成19年度相楽郡広域事務組合一般会計歳入歳出決算認定につきまして、補足の説明を申し上げます。

それでは、決算事項別明細書により説明をいたします。

5ページ、6ページをお願いしたいと思います。

歳入でございますが、一番下でございます歳入合計欄にありますように、予算現額6億6,284万円に対しまして、調定額、収入済額ともに6億5,736万2,181円で、予算現額に対して547万7,819円、率としまして0.8%の減となっております。

また、収入済額は、前年度に比べ2,126万192円、3.1%の減となっております。

3ページ、4ページに戻っていただきまして、1款分担金及び負担金では、6億8,754万6,000円のうち、市町村分担金は、2億3,053万7,000円となり、相楽会館分担金が3,314万5,000円、し尿処理分担金が1億9,739万2,000円となっております。

また、公債費分担金として、これは木津川市一括算入による交付税分ですが、1億3,636万円、処理場更新公債費分担金が1億2,064万9,000円となっております。

なお、分担金及び負担金は、歳入総額の74.1%を占めております。

また、市町村別の一覧につきましては、別に配付の決算の概要説明資料の9ページに記載しております。

次に、2款使用料及び手数料の収入済額は、1億5,617万6,815円で、前年度に比べまして、1,695万5,395円、9.8%の減となっております。

その主な要因は、し尿くみ取り量の減少に伴い、清掃手数料が1億5,544万7,865円で、前年度に比べ1,691万6,235円、9.8%の減によるものであります。

なお、市町村別のし尿くみ取り手数料一覧につきましては、決算の概要説明資料の11ページに記載させていただいております。

次に、3款繰越金は、前年度からの繰越金でございます、1,307万7,401円であります。

5ページ、6ページをお願いいたします。

4款諸収入は、56万1,965円であり、預金利子で20万9,735円、雑入で35万2,230円となっております。

以上が歳入でございます。

続きまして、歳出についてご説明を申し上げます。

11ページ、12ページをお開き願いたいと思います。

一番下の歳出合計欄にありますように、予算現額6億6,284万円に対しまして、支出済額は6億4,625万5,946円で、97.2%の執行率、不用額は1,858万4,054円となりました。

それでは、若干戻っていただきまして、7ページ、8ページとをお願いいたします。

1款議会費では、支出済額は37万8,780円で、不用額は4万6,220円となっております。

支出の主な内容は、議員報酬等で、定例会を2回、臨時会1回、議会運営委員会を3回、し尿くみ取り手数料特別委員会を2回開催いたしました。

2款総務費では、支出済額は3,266万1,506円で、不用額は111万5,495円となっております。

1項総務管理費、1目理事会費で、31万1,920円、理事報酬、旅費等でございます。理事会を9回開催いたしました。

2目一般管理費で、3,229万3,946円、支出の主な内容は事務局職員4人の人件費、公平委員会費、相楽会館の電気、水道代や維持管理経費等でございます、不用額は111万5,494円で、印刷製本費の減、相楽会館の利用減による光熱水費の減、会館の維持管理に係る委託料の減、コピー機借上料等の減によるものであります。

また、情報公開等審査会に係る委員報酬7万2,000円、旅費3万2,000円につきましても、開示請求がございませんでしたので、審査会は開催しておりませんので、そのまま不用額となっております。

2項監査委員費では、支出済額2万4,920円、監査委員2名の報酬、旅費でございます。

次に、3款衛生費でございます。衛生費では、支出済額は、3億5,420万7,90

8円で、歳出総額の55%を占めております。また、不用額は、406万2,092円となっております。

1項清掃費、1目清掃総務費では、支出済額は、97万6,806円で、し尿くみ取り手数料の適正化について審議を行うために設置をしました、衛生手数料等適正化委員会7人分の報酬、旅費、また、大谷処理場災害共済保険料等となっております。

11ページ、12ページをお願いいたします。

2目し尿処理費では、支出済額は3億5,323万1,102円であります。13節委託料で3億5,301万1,502円であり、し尿収集運搬業務委託料で、1億3,638万5,532円、これは、管内市町村のし尿くみ取り業務に係る委託料でありまして、前年度に比べ1,572万9,652円、10.3%の減、収集量にいたしまして1,577キロリットル、バキューム車で約876台分、1日当たり3台から4台の減ということになります。

次に、大谷処理場運転維持管理委託料で、2億688万5,700円、合特法の代替業務として、「京都南部環境事業協同組合」に委託をしたものであります。前年度と比較しますと、前年度の委託額が2億1,323万5,000円でありましたので、639万2,000円、3.0%の減となっております。減となりました主な要因は、処理量の減少による電力費約80万円の減、薬品費約220万円の減、その他、設備機器の点検、補修費約320万円の減等によるものであります。

なお、不用額は、384万9,898円で、主な理由は13節委託料におきまして、不用額378万8,498円となっておりますが、し尿収集運搬業務委託料の減であり、2月の補正予算第2号におきまして減額をいたしましたが、その搬入量予測1万4,000キロに対しまして、351キロリットル少ない1万3,649キロリットルとなったことによるためでございます。

4款公債費では、支出済額は2億5,700万7,752円であり、前年度と同額となっております。

償還年次表が概要資料の15ページに掲載しておりますが、これらは、平成9年度から12年度にかけて大谷処理場の更新工事に係る財政融資資金の元利償還、平成14年度に実施をいたしました水源地改修工事に係る郵便貯金資金の元利償還でございます。組合債は、元金で27億4,250万円、利子で4億7,206万1,319円、合計32億1,456万1,319円となっており、平成27年度の償還完了まで、あと8年間、構成市町村の分担金をもって償還していただくことになっております。

なお、平成19年度末での償還済額は、約15億6,800万円、未償還額が、約16億4,600万円となっております。

5款予備費ですが、支出はございませんでした。

したがいまして、不用額は1,335万9,000円となっております。

13ページをお開き願いたいと思います。

実質収支に関する調書でございます。

歳入総額6億5,736万2,181円、歳出総額6億4,425万5,946円、歳入歳出差引額1,310万6,235円となり、翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、実質収支額も同額の1,310万6,235円となっております。

14ページには、財産に関する調書でございますが、土地、建物、物品ともに平成19年度中の増減はございませんでした。

続きまして、認定第2号につきましての補足の説明を申し上げます。

それでは、こちらでも事項別明細書により説明をさせていただきます。

3ページ、4ページをお願いいたします。

まず、歳入でございますが、一番下の歳入合計欄にありますように、予算現額1,055万円に対しまして、調定額、収入済額ともに1,056万3,591円で、予算現額に対して1万3,591円、率としまして0.1%の増となっております。

また、収入済額は前年度に比べ664万1,806円、169.4%の大幅増となっております。

1款財産収入は、878万1,383円となり、7億円の基金運用益が877万3,971円、南都銀行加茂支店において、5年の大口定期、利率1.25%で運用を行っているものであります。

基金1,403万4,000円の基金運用益が7,412円、京都銀行木津支店において、1年のスーパー定期、利率0.35%で運用を行っているものであります。

なお、財産収入は、歳入総額の83.1%を占めております。

2款繰入金は、当初35万円を計上しておりましたが、2月の補正予算第1号で全額減額したため、ゼロとなっております。

3款繰越金は、前年度の繰越金でございまして、170万1,260円でございます。

4款諸収入は、8万948円で、預金利子、相楽ふるさと塾資料代等でございます。

以上が歳入でございます。

続きまして、歳出についてご説明いたします。

5ページ、6ページをお願いいたします。

一番下の歳出合計欄にもありますように、予算現額1,055万円に対しまして、支出済額は808万2,206円で、76.6%の執行率、不用額は38万7,794円となりました。

1款振興費では、支出済額は808万2,206円で、不用額は35万5,794円となっております。

支出の主な内容は、概要資料の16ページ、17ページに「平成19年度相楽地区ふるさと市町村圏振興事業実績報告書」にありますように、広域圏だより「だい好き！そうらく」の発行、「相楽ふるさと塾」の事業運営費、第15回相楽の文化を創るつどい開催事業補助金等でございます。

1項振興費、1目振興総務費では、464万1,176円、主な内容は、25節積立金としまして、415万円を「相楽地区ふるさと市町村圏振興事業基金」として積み立てをいたしました。歳出総額の57.4%を占めております。

2目事業推進費では、85万7,850円、支出の内容は、広域圏だより「だい好き！そうらく」を6月1日号、1月1日号と年2回、各4万3,000部を発行し、全戸配布をして、組合業務の状況等の周知に努めました。歳出総額の10.6%を占めております。

3目事業費では、208万3,367円、支出の内容は、「相楽ふるさと塾」の事業運営費、生活排水処理基本計画策定費、組合ホームページのリニューアル、サーバー維持管理委託料等でございます。

「相楽ふるさと塾」は、平成6年度から継続して実施しており、平成19年度で14期目となりましたが、相楽地域から32人の参加のもと、地域の担い手づくりを目的に「身近な地域資源を活かしたまちづくり」をテーマに7月から11月まで全9回のカリキュラムで、研修事業を実施しました。このふるさと塾を終了されました塾生は、約230人となり、これらの方々の中には、ふるさと案内人やイベントへの参画、各種ボランティア活動など積極的に地域に根ざした活動をされており、今年度の修了生の皆さんも、地域リーダーとして相楽圏域の発展に寄与していただけるものと考えております。

また、新規事業として取り組みました「生活排水処理基本計画策定業務」については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項の規定に基づき策定したもので、社会情勢の変化や発生する汚泥の現状を踏まえて、生活排水処理の長期展望を示し、生活排水処理に係る基本的方策を示すもので、平成20年度から29年度までの10カ年計画として策定したものであります。

また、組合業務への理解並びに開かれた広域行政の実現を目的として開設しています組合ホームページも今まで以上に利用していただけるようにリニューアルを行い、情報量もふやして充実を図りました。事業費は、歳出総額の25.8%を占めております。新規事業に取り組みましたことにより、前年度に比べまして164万3,835円、373.5%の大幅増となっております。

なお、事業費のうち、第2次相楽地区ふるさと市町村圏計画策定費に係る経費として、11節需用費40万円、13節委託料168万円を翌年度へ繰り越しといたしました。

4目広域的事業推進費では、49万9,813円、支出の内容は、第15回相楽の文化を創るつどい開催事業補助金によるものであります。歳出総額の6.2%を占めておりま

す。

2 款予備費ですが、支出はございませんでした。

したがって、不用額が、3 万 2,000 円となっております。

7 ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございます。

歳入総額 1,056 万 3,591 円、歳出総額 808 万 2,206 円、歳入歳出差引額 248 万 1,385 円となり、翌年度へ繰り越すべき財源、繰越明許費繰越額 208 万円、実質収支額 40 万 1,385 円となっております。

8 ページをお願いします。

平成 19 年度末における相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計財産に関する調書でございます。

「相楽地区ふるさと市町村圏振興事業基金」は、前年度末現在高 7 億 988 万 4,000 円、決算年度中増減高 415 万円、決算年度末現在高 7 億 1,403 万 4,000 円となっております。

なお、平成 20 年 10 月 10 日に、監査委員によります決算審査が行われておりまして、別紙のと通りの審査意見をいただいております、これを十分に尊重いたしまして、今後とも効率的な財政運営に努めてまいりたいと考えております。

以上で、認定第 1 号及び認定第 2 号につきましての補足説明を終わらせていただきます。

何とぞよろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

○議長 以上で、提案理由の説明は終わりました。

次に、決算審査についての監査委員の意見を求めます。

木村浩三監査委員。

○木村監査委員 皆さん、おはようございます。

監査委員の木村でございます。監査委員を代表いたしまして、私の方から報告をさせていただきます。

既に皆様のお手元には平成 19 年度決算審査意見書をお届けしておりますので、十分にお目通しをいただいたものと存じております。

では、審査の概要、審査の結果についてご報告申し上げます。

まず、審査の概要ですが、審査の対象は、平成 19 年度相楽郡広域事務組合一般会計歳入歳出決算書及び平成 19 年度相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計歳入歳出決算書であります。

審査の期日は、平成 20 年 10 月 10 日金曜日、午前 9 時 30 分から午後 1 時 15 分まで行いました。

審査の手続につきましては、決算審査に当たっては、相楽郡広域事務組合代表理事から提出されました各会計歳入歳出決算、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書について、計数に誤りはないか、財政運営は健全か、財産管理は適正か、さらに予算の執行については、関係法令に従って効率的になされているかなどに主眼を置きまして、毎月実施しております例月出納検査を参考にし、関係帳簿及び証拠書類との照合、その他必要とされる書類等の提出を求めまして、関係職員から説明を受けるなどして実施をいたしました。

次に、審査の結果ですが、審査に付されました一般会計及び特別会計歳入歳出決算、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は、関係法令に準拠して作成されており、決算計数は関係帳簿及び関係書類と照合を行いました結果、すべて適正に処理されていることが認められました。

なお、決算規模、基金の運用状況は、2ページに掲載したとおりでございます。

次に、3ページの審査意見ですが、予算額から見る執行率は、一般会計で97.2%、特別会計で76.6%、全体としては96.9%となりまして、一般会計、特別会計ともに適正に執行されており、全体的に見ても実質収支は黒字となり、財政運営は総体的にみて健全であり、適切であることが認められました。

今後においても、広域事務組合にあっては、一般会計の主たる財源が構成市町村の分担金であることから、現状の認識と将来にわたる財政負担等を考慮した中で、将来を展望した計画的な財政運営によって、地域住民の生活福祉の増進に寄与されることを望むものであります。

以下、一般会計と相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計のそれぞれ個別の意見を述べておりますが、説明は省略させていただきます。

以上で報告を終わります。よろしく願いを申し上げます。

○議長 決算審査の報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑につきましては、認定1、2、監査報告ということで全体でいきますけれども、質疑につきましては、認定等おっしゃっていただければ幸いです。

質疑ございませんか。

酒井議員。

○2番酒井議員 決算の概要説明書を見てみまして、10ページなんですが、相楽会館の月別利用収入状況という内容がありますが、18年、19年、2つ続きで。利用件数ではふえております。利用人数もふえておりますが、収入金額としては、若干の減少という、そんなふうでありまして、これについて2点ありまして、最近になってたまたま知ったことなんですが、相楽会館の利用の大きなネックになっておったのが駐車場の問題です。駐車場の整備の問題、確保の問題。京都府木津振興局の駐車場なり、敷地内

に駐車が可能だというふうになっておるといふ現状を耳にしたわけです。これについては、当然利用者の便宜を図るといふことで、非常にいい、結構なことだと思っておりますけれども、そのあたりが、さっきも申しましたように、最近になって知ったと言いまして、いつごろからそういうふうな措置がなされておるのか。改善がいつからされているのかという質問です。

それから、あわせて、そのことは何かの形で相楽郡内住民に周知されているのか、どうなのか。私がたまたま個別の利用の場でその関係者から聞いたのが最近なんですけれども、知りませんでした。だから、周知のことがどうなっているのか、それが関連した2点です。

それからもう一つは、以前には相楽会館には夜間とか、それからアルバイトか、嘱託なのかどうか分かりませんで、職員さんが配置されておりました。今廃止されて、職員の方が対応されるという。それもたまたま最近知ったことですけれども、そういう変化がいつごろからそうされているのか、あわせてお伺いします。措置の理由ですね、ご説明いただきたいと思います。

○議長 木村代表理事。

○林事務局長 酒井議員さんのご質問にご答弁いたします。

相楽会館につきましては、今ご指摘のように、ここ30年ほどの間に随分公共駐車場なり、あるいは文化会館、こういったところが随分整備されてきたところで、実はこの駐車場の問題につきましては、平成17年、私ちょうどここに来て、すぐに4月に当時、京都府山城広域振興局木津地域総務室の方から駐車場の使用については、今後相楽会館の利用者については、困りますと、こういうふうな通告が代表理事の方にございました。

もともとこの歴史的には、相楽会館と振興局と一体となって、府民の、住民のパートナーとしてございますけれども、京都府地方振興局もいろいろ統廃合の問題もございましたし、また、駐車場の管理について、いわゆる青少年が来たり、深夜に来て、声を張るとかいろいろな話があって、管理を強化したいと、こういう話の中で出てきたわけです。

したがって、我々、公共の相楽会館の中で十分我々理事者側でも検討して、相楽会館はどうあるべきなのかというようなことを、それが一番、駐車場が一番大きな問題でございますので、審議をしてもらいたいところでございます。

結果的には、平成17年6月に当時の山田知事が振興局が12から9つですか、統合されまして、結果としてこの施設は空いてきたと、これを住民の皆さんに開放したらどうかというような、知事さんの方針が出まして、そのことについては、いろいろ市町村の、振興局の影響がないとか、あるいは宗教、政治、営利目的など、目的以外の利用については困りますが、そういう条件がなければ、うちのは貸してもいいですよと、こう

というような状況の中で、平成17年6月にそういう方針が出ましたところでございます。

我々としては、関係市町村の皆さんと、また内輪の中でも相楽会館のいろんなあり方が問われていましたので、そのあり方について検討する中で、最近、駐車場をあえて相楽会館分担金で整備をするというようなことについては、現在の中でやめておこうということで、結論を出して、今日まで来ているということでございます。

つきまして、利用率、管理人の問題で平成17年3月までおられましたけれども、その後、先ほど申し上げた状況の中で、相楽会館については、当面広域の最低の業務をやっているかと、こういう中で、新しい設備投資ですか、あるいは会館整備、例えば、バリアフリー、身障者対応でエレベーターをつけるとか、トイレを改造するとか、そういうことをしないで、当面やっていると、こういうような結論に至ったところでございます。

以上でございます。

○議長

○林事務局長 職員の配置につきましては、現在通常で夜間、あるいは土日も含めて、年間的に本当に数えるぐらいの利用しかございませんし、また、ほとんど利用される団体も特定にかかっておりますし、そのときは、我々が交代で出るということで対応しております。

以上です。

○議長 酒井議員。

○2番酒井議員 局長から今説明いただきましたけれども、最初の駐車場の敷地内の駐車利用ですね、もう少しご説明をいただきたいのですが、関係住民、相楽の住民にはそれはどんな方法で、重要な問題ですわな、これは。駐車場で困るから使わないとかいうことが現にあったわけですが、その間の経過でも、相楽会館の存廃問題も課題になっている中で、私はすばらしい改善の措置だと喜んでいるので、だから、それがほんまに知らされているのかどうなのか、私はそうじゃないんじゃないかなと。つまり知らない、住民はそういう現状についてはやっぱり何らかの取り組みをした方がやっぱり有効じゃないかと思うんですけども、どうなんでしょうか。説明がございませんでしたから。

○議長 木村代表理事。

○木村代表理事 今の相楽会館の活用等について、特に駐車場の課題があったんですけども、当初、駐車場はだめだから、もう相楽地域の人たちを初め、あるいは諸団体の人たちの活用はお断りしますという広報をした覚えもありませんし、それぞれ問い合わせ等で、実はこういう事情でということになったんですけども、理事者の側からの、とにかく共同の財産として有効に活用もさせていただきたいという思いの中で、

要望もしてまいりまして、今日こういった形で利用も一定させていただくということがありますので、あえて郡内の皆さん方に周知をするということは今考えておりません。

しかし、それぞれ市町村においても、こういった集会施設を初めとして、いろんな施設ができておりますので、今のところ利用されているのは、ごく限られた団体ではないかと思っておりますけれども、それならこの施設の活用をもっとなぜ呼びかけないのかということもあるかと思っておりますけれども、当然それぞれの市町村が施設を有効に活用いただく中で、あるいは、郡内におけるいろんな一本化の事業の中で活用したいということがあれば、私は活用していただいたらいいんじゃないかと。

ただ、当初から一部ですね、バリアフリーの問題とかという話もありました。それから、同時に駐車場問題がありまして、町村会の藤原さんが会長のときに、こういう時代を迎えて、それぞれいかなもんかということの中で、一定、関係課長会議等も再三開かれて、相楽会館の維持について、あるいは、今後廃止するのかどうか、そういうこともずっと繰り返してきた結果でございます。私もできるだけこの施設を、現在の状況の中でご活用いただくということは、非常に結構なことだと思っておりますので、それ以上、どうぞこの施設は駐車場が変わりますので、使ってくださいということにはなりませんけれども、あらゆる機会をとらえて、また、議員の皆さん方にもこういうことを通じまして、広く現段階における懸案、あるいは課題等々も十分ご承知いただく中で周知をいただいたらうれしいなと、このように思っております。

以上です。

○議長 青山議員。

○9番青山議員 2点、要望したいと思います。

資料なり管理者事務局からの説明がありましたように、この広域事務組合全体が分担金、負担金が成立しているのは、先ほども説明がありましたとおりです。19年度の決算では、分担金及び負担金が全体の構成比で74.1%になっていることでもわかりますように、大変各市町村の分担が大きいというふうに考えるんですけれども、先ほどご説明がありましたように、分担もそうですし、それから、支出のところでもごらんいただいておりますように、施設建設の公債費が割合として38.6%でもおわかりのように、南山城村の場合は、大体2,000万円近くそのお金を、分担金を出しておりますので、それから、償還金も合わせたら多額なお金になります。

それで、資料最後の方でもありますが、先ほども説明ありました27年までに償還金を返すということになっているわけですが、新たな資料を見せていただきましたら、施設の、徐々に機器が老朽化しているので、21年から25年までにそれぞれ備品を入れかえたりということで、合計したら2億2,871万円ぐらいだったという資料を出されております。

改めてお聞かせをいただきたいと思うんですが、それぞれの自治体に来年から財政健全化法令に伴って、4つの指標によってそれぞれの自治体が財政状況が問われるということになります。私たちの村の南山城村でも、財政規模が小さいですので、広域事務組合、消防組合、東部じんかい処理組合、山城病院組合等、一部事務組合に出している負担金の財政に占める割合が大変大きいです。そういう点では、私たちの村の議会でも大変論議になっているんですが、やはり支出している分担金並びに負担金を縮小していくということが大変今後重要な課題だというふうに、私たちも考えるんですが、その点で、当組合では、全体の74.1%がその負担金、分担金に出るものなので、今後に対するお考えですね、それをまず1点目お聞かせいただきたいと思います。

それからもう1点、全体の財政収入、支出はご説明のように、公債費が38.6%、衛生費が56.2%ということで、ほとんど目的どおりのし尿処理にお金が使われてるわけですが、し尿では、一応合特法によって、京都南部環境事業協同組合に委託しているわけですが、平成20年から自立的な運営に向けたというふうに表現されているんですが、今、法律に基づいて分担金と維持管理費等を委託料として出してやっているわけですが、今後自立的な運営に向けてということについての、どういうことなのか、その辺をちょっと。単なる表現なのか、もちろん独立採算でやれる状況ではないと考えるんですけれども、その辺のお考えをお聞かせいただければと思います。

○議長 木村代表理事、どうぞ。

○木村代表理事 それぞれ市町村の財政事情、違いがありますし、しかし、豊かであるということはそれぞれありません。どこの町でも市でも村でも、私は財政的には非常に厳しい状況の中におかれているということがあるわけでありまして、それぞれ分担金をできるだけ低ければいいわけですが、これにつきましては、木津川市誕生に向けて、あるいは将来の広域事務組合のあり方について、十分議論をして、そして分担金等についての見直しもやり、そして、議会の議決もいただいて、今日来ているわけでありまして。

当然最少の経費で最大の効果を上げるということは、我々に課せられた大きな義務であります。当然経費の縮小に向けて、これからも引き続き努力をさせていただきたいと、このようにも思っております。

ただ、先ほどおっしゃられたように、公共工事によります組合に仕事を引き継いでいただいているわけでありまして、当初は、水処理の会社に委託をしていたわけでありまして、何となくでもそういった企業にお任せをして、そして、委託料を払うということよりも、一方、この事業にかかわる者として、直接このことに参画できないかということが一方ありましたし、それから、国の法律によって業者の事業量が非常に急減をしているという実態の中で、業者はやっぱり事業を守らなければならない義務

が一方あるわけでありまして。それが、合特法と言われる国の法律なんです。だから、本来なら、し尿収集の業者に他の清掃事業も与えていくということ等もあるわけでありまして、それはできないというそれぞれの市町村の確認の上で、何としてもこの水処理にかかわっていただきたいということをお願いをしているわけでありまして。

これについては、処理量の減になれば当然ですし、それから、毎年契約するに当たりましては、第三者の経費の算定を伺いまして、そして公正に仕事をしていただくということをやっておりますし、あるいは、今年から水処理における経過と現場の問題がないように職員を派遣して、指導・監督をしているというようなことにもつながってきておりますので、非常にこういう時代でありますけれども、何としてでもご理解、ご協力をいただきたいと、このように思っております。

○議長 青山議員。

○9番青山議員 私も長くこの議会に参加させていただいておりますので、経過はよく理解をしているんですけれども、必要な経費だからということで、税金でね、必要な経費だから必要な分だけということにはならないというふうに思うんです。

そういう点では、確かに市町村で話し合いをして、分担金等を決められているのは当然ですけれども、やはりあらゆる事業の見直しをして、事業評価をしていく時代です。そういう点では、先ほどから大谷処理場の運転の内容についても毎月チェックしていただいているという報告はいただいているわけですが、やはりあらゆる分野の事業評価をしていきながら、事業を見直すところは見直しをして、財政規模を縮小できるところを縮小していきながら、やはり分担を減らしていくという姿勢が大事だと思うんですけれども、そのところを伺いませんでしたが、最後その点をお聞きをしたいというふうに思います。

それと、もう1点ですが、確かに先ほどご説明の中では、くみ取りの量そのものが減っているという説明がありました。対年度比で1,576キロリットル、車にしたら876台分が減っているということで、事業者の、もちろん生活状況とか厳しいというのは、重油の値上げのときも論議ありました。そういうことも含めながら、やはり将来のことも検討してやっていくことは大事だと思うんですが、私は、この委託している組合の、業者に委託をすべきじゃないとか、そういう問題ではなくて、やはりこれからそういうだんだん量も減っていくわけですね。量も減っていきますし、税金もなかなか投入できないという状況も徐々になってくると思うんですが、どうすることが、本当に将来必要なのかということは改めて問われる時期が来ると思うんですけれども、そういうことを懸念して、ちょっと質問させていただいたんですが、適正に指導して、できるだけやっていくという答弁ですので、それ以上はないという理解、お考えはないという理解はいたします。

○議長 木村代表理事。

○木村代表理事 当然分担金を少なくしていくということは、与えられた私は責務だと思っておりますので、だから、今まで他の企業の専門職を入れて、処理をしていましたけれども、当然やっぱり内部でかかわっている者が資格を取得し、そして、責任を持てる体制を持つことが経費の、あるいは委託料を少なくすることにつながっていくということで、既に実施をしているところでございます。

当然限られた予算の中で、あるいは最少の経費でどう効果を出すかということは、当然我々に与えられた責務だと、このように思っておりますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

○議長 なければ、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 討論終わります。

これより採決を行います。

採決は1件ごとに行います。

まず、認定第1号 平成19年度相楽郡広域事務組合一般会計歳入歳出決算認定の件を採決いたします。

採決は挙手によって行います。

原案のとおり認定することに賛成の方は、挙手願います。

(全員挙手)

○議長 挙手全員であります。

よって、認定第1号 平成19年度相楽郡広域事務組合一般会計歳入歳出決算認定の件は原案のとおり認定されました。

次に、認定第2号 平成19年度相楽郡相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計歳入歳出決算認定の件を採決いたします。

この採決も挙手によって行います。

原案のとおり認定することに賛成の方は、挙手願います。

(全員挙手)

○議長 挙手全員であります。

よって、認定第2号 平成19年度相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計歳入歳出決算認定の件は原案のとおり認定されました。

日程第7 議案第6号 相楽郡広域事務組合議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の件を議題とします。

議案の説明を省略して、直ちに代表理事より提案理由の説明を求めます。

木村代表理事。

○木村代表理事 それでは、議案第6号を提案させていただきます。

議案第6号 相楽郡広域事務組合議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について。

相楽郡広域事務組合議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別添のとおり定めます。

平成20年11月21日提出

相楽郡広域事務組合
代表理事 木村 要

提案理由でございます。

地方自治法の一部改正によりまして、議員の報酬に関する規定が整備され、その報酬の名称を「議員報酬」に改められましたことによりまして、関係条例の一部を改正するものでございます。

主な改正内容は、「報酬」を「議員報酬」に改めるものであり、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

よろしくご審議をいただき、原案のとおり可決賜われますようお願い申し上げます。

○議長 原案の提案の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

酒井議員。

○2番酒井議員。

本議案、第6号については、内容、それから趣旨ともに全く同意することを最初に申しておきますけれども、先ほどの認定にかかわることにも関係します。あえて議員報酬、議員ということを強調するその趣旨ともつながってきたと思うんですが、実は、先ほど認定の件で質問をしました、京都府の施設を利用して、相楽会館の駐車場、そういうことを質問しました。代表理事からは、住民への周知は考えていないという。ただ、議員からも関係の方には紹介をと、そういう趣旨の答弁がございました。

やはり議員の仕事って何なのかという、広域事務組合議員ということなんですけれども、そんな駐車場があるよということに関係の者に知らせること、それ別に構わんのですけれども、そんなことは議員のすることじゃないんじゃないかと。やはりしかるべき方法があるんじゃないかということと。

実は、冒頭に代表理事から報告がございました。その報告にもかかわってくるんですけれども、相楽地区における環境施設設置に関する確認書の中で、実はこの確認書の中の1ページですけれども、経過が出ています。私は、昨年、そして、今年とこの場に出席いただいているわけですけれども、例えば、経過の1番、検討委員会開催についてと

いうことで、昨年8月から始まって、ことしの4月28日の分まで記載がされております。この間見ておりましたら、ちょうど3番のあたり、12月14日に委員会が開かれたんですけれども、ちょうどこれに近い段階では、昨年11月の19日に定例会がありました、この間。そして、一番下、4月28日の定例理事会の報告があった直後ですけれども、今年の5月26日に臨時会があったんです、広域事務組合の。そして、あと7月28日に、理事者による確認書が交わされたという、そういう経過なんですけれども、私たちはその間に、マスコミ報道でこういう確認書の検討がされているということ、確認書が交わされたことを知ったわけです。

さっき申しましたように、昨年度においても、それから今年度においても、定例会なしに、臨時会はありました、広域事務組合議会としては。こういう重要な内容の検討がされて、しかも確認書まで到達したり、そのことがこの間、経過が一切私たちには紹介も報告ありませんでした。議員というものの、また議会というものの役割はやはり理事者の皆さんと。

○議長 酒井議員、話し中でございますが、議案とかけ離れていっていますので、広域という意味は理解しておりますけれども、議員の報酬の問題に、議案からずれてどんどん感情問題に走っていますので、簡潔に。

○2番酒井議員 はい。私たちへの報告があつてしかるべきだったというふうに思っておりますので、そのことについて、先ほどの議案の場で少しあったと思いますが、もう少しご説明いただきたいと思います。

○議長 木村代表理事。

○木村代表理事 ちょっとこの議案書と外れるわけですが、仰せの件ですけれども、平成8年の時点でも、山城町、大谷処理場にお世話になって、あるいは、その施設を大改造する、大谷処理場の件のときに、それぞれ町村でもう一度こういう施設処理について、あるいは、施設の新設をする。例えば、環境施設の中にでも住民がやっぱりなかなかどうぞと言われるようなことのないものについては、はっきりと分担をということを確認をいただきたいということもあったようであります。まさに我々もそのように思っております。そうしなければならぬと、そのようにも思っているわけであります。

そして、11年ほど経過をした段階の中で、もう一度時代の大きな変化の中で確認をしようじゃないかということがありまして、当然時代の大きな変化の中で、利用したいは、うちはノーだということが、これは何においてもそれはお互いに協力して社会が成り立っているわけでありますので、分担をしようという前向きに先を見据えながら、あるいは、お互いに共同で利用することによって、最少の経費で最大の効果を得られるということにもなるわけでありますので、そういう状況を踏まえつつ、前に向くと、前進

をしようという確認でありますので、どの町でどのところでどうするということではありせん。目指す方向はどうかという確認でありますので、その点ご理解をいただきたいと。具体的に進める段階については、当然議会の皆さんにもご承知をいただく、その前のやっぱり意見聴取も、我々としては当然あるべきだと思っておりますので、今回の件につきましては、今日もご配慮いただきましたけれども、ご理解、ご協力をいただきますように、お願い申し上げます。

以上です。終わります。

○議長 それでは、質疑終わります。

討論を省略してお諮りすることに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第6号 相楽郡広域事務組合議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

採決は挙手によって行います。

原案のとおり決することに賛成の方は、挙手願います。

（全員挙手）

○議長 挙手全員であります。

よって、議案第6号 相楽郡広域事務組合議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第7号 相楽郡広域事務組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに代表理事の提案理由を求めます。

木村代表理事。

○木村代表理事 それでは、議案第7号を提案させていただきます。

議案第7号 相楽郡広域事務組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について。

相楽郡広域事務組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例を、別添のとおり定めます。

平成20年11月21日提出

相楽郡広域事務組合

代表理事 木村 要

提案理由でございます。

先ほどの議案第6号と同様に、地方自治法の一部改正によりまして、議員に関する規

定と非常勤の職員に関する規定を分離し、明確にするために、関係条例の一部を改正するものでございます。

主な改正内容は、「職員」を「議員及び職員」に改めるものでございます。

この条例は、公布の日から施行するものであります。

よろしくご審議をいただき、原案のとおり可決賜わりますようお願い申し上げまして、提案説明とさせていただきます。

○議長 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長 なければ質疑終わります。

討論を省略してお諮りすることに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第7号 相楽郡広域事務組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

採決は挙手によって行います。

原案のとおり決することに賛成の方は、挙手願います。

(全員挙手)

○議長 挙手全員であります。

よって、議案第7号 相楽郡広域事務組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

これをもちまして、平成20年第2回相楽郡広域事務組合議会定例会を閉会いたします。

本日は、長時間にわたりまして慎重なご審議を賜りまして、大変ありがとうございます。

これから市町村議会定例会等で何かと慌ただしい時期を迎えようとしております。また、寒さも日増しに厳しくなると思います。議員の皆様方、また理事者の皆様方の今後ますますご健勝、ご活躍をご祈念申し上げまして、簡単ではございますが、閉会のごあいさつとさせていただきます。

本日は、大変ご苦勞様でした。

(午前11時30分 閉会)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

相楽郡広域事務組合議会議長 奥野卓士

会議録署名議員 青山まり子

// 木村浩三